

確 認 書

大磯町 を甲とし、エンゼルフーズ株式会社 を乙として、甲乙間で取り交わした平成 27 年 10 月 30 日付け大磯町立中学校給食・調理配送等業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）に関し、本日、甲及び乙は、下記の事項を相互に確認したので、本確認書 2 通を作成し、各自 1 通ずつ保有することとする。

記

1. 本件業務委託契約は、本件業務委託契約約款第 15 条第 1 項第 1 号に基づき平成 29 年 10 月 6 日付けで甲が発した委託契約解除通知書により、平成 29 年 10 月 15 日の経過をもって終了したこと。
2. 大磯町契約規則第 46 条第 1 項に基づく違約金（以下単に「違約金」という）は、損害賠償額の予定であること（民法第 420 条第 3 項）。
3. 第 1 項の解除に伴い甲が乙から徴収すべき違約金の額は、次のとおり、金 192 万 4,715 円であること。
$$257.04 \text{ 円}[\text{本件業務委託契約単価}] \times 7 \text{ 万 } 4,880 \text{ 食}[\text{契約満了までの給食提供見込数}] \times (10/100) = \text{金 } 192 \text{ 万 } 4,715 \text{ 円}$$
4. 乙が第 1 項に規定する本件業務委託契約の終了前までに履行済みの業務に係る委託料は、乙が甲から本日までの間に全額受領済であること。
5. 甲が第 1 項に規定する本件業務委託契約の終了前までに乙に引き渡した本件業務委託契約の履行に必要な物品等で乙が保管していたものは、甲が乙から本日までの間にすべて回収済みであること。
6. 甲は、本確認書の取交し後、速やかに乙に対し、第 3 項の違約金の納付書を交付し、乙は平成 30 年 4 月 27 日までに当該納付書により甲に違約金を支払うこと。
7. 本確認書に定めるほか、本件に関し、甲乙間に何らの債権債務がないこと。

平成 30 年 3 月 30 日

(甲) 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地

大磯町

大磯町長 中 崎 久 雄

(甲代理人) 神奈川県小田原市本町 2 丁目 3 番 24 号 青色会館 2 階

杉崎茂法律事務所

弁護士 杉 崎 茂

弁護士 小 室 充 孝

(乙) 東京都北区豊島 8 - 1 - 1

エンゼルフーズ株式会社

代表取締役 古 賀 義 将

(乙代理人) 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 3 番 1 号 NBF 小川町ビルディング 6 階

鳥飼総合法律事務所

弁護士 丸 山 純 平